

日本国税関当局とニュージーランド関税庁間における協力枠組み  
(仮訳)

日本国税関当局とニュージーランド関税庁（以下「両参加当局」という）は、  
関税法令に対する違反は、それぞれの国の経済、財政、社会、文化及び商業上の利益を  
害するものであることを考慮し、

関税その他の税の正確な査定を確保することの重要性を考慮し、

税関当局が、物品の流通の円滑化を通じた経済の発展並びに国際的組織犯罪及びテロの  
脅威からの社会の保護において重要な役割を果たしていることを認識し、

それぞれの国の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識  
し、

特定の物品に関する禁止、制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際条約に留  
意し、

両参加当局間の協力は、関税法令違反に対する行動を一層効果的なものとし得ることを  
確信し、

1953年12月5日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告、及び2002年4月  
の税関事項にかかる地域相互行政支援ガイドラインを考慮して、

以下の枠組みに従って協力することを決定した。

1. いずれの一方の参加当局は、それぞれの法律の範囲内で、他方の参加当局の関税法令  
に違反して輸出入されると知られている又は疑われている物品の詳細を他方の参加当  
局に対して提供するよう努力する。
2. いずれの一方の参加当局は、それぞれの法律の範囲内で、他方の要請に基づき、要請  
した参加当局の関税法令違反に関連すると知られている又は疑われている人物、物品、  
輸送機関を追跡する特別な監視を手配するよう努力する。
3. いずれの一方の参加当局は、他方の要請に基づき、他方の参加当局が調査中である関  
税法令違反に関する全ての利用可能な情報を提供するよう努力する。各参加当局は、他  
方の参加当局の活動に有用と考えられる情報を自発的に提供する意図を有する。

以下の条件の下で、情報は提供される。

- (a) 本協力枠組みに従って提供された情報は、被要請当局の属する国における情報交換  
に関連する法令、及び提供された情報の使用並びに開示に関連して被要請当局から示  
された制限に従って提供される。ただし、以下の(c)の規定に従って当該情報が開示さ  
れる場合を除く。

- (b) 一方の参加当局から他方の参加当局に提供された情報は、関税法令違反の防止、発見、調査及び、訴追や処罰を支援するため、本協力枠組みの目的のためにのみ使用される。
- (c) 参加当局は、本協力枠組みに従って入手したいかなる情報も開示せず、また税関当局以外の他の機関へ提供しない。ただし、以下の場合を除く。
- i. 当初提供された情報の目的に変わりがなく、また、本協力枠組みで定められた条件に従っている場合に、関連の国内法執行機関に情報を提供する場合。
  - ii. 情報を提供した参加当局の書面による同意がある場合。
  - iii. 情報を入手した参加当局に適用される法令によって求められる場合。
- (d) 参加当局が、3(c)の i 及び iii に従い情報の開示又は提供を行う場合には、可能な限り、情報を提供した参加当局に対し当該開示又は提供について事前に書面にて通報する。
- (e) 本協力枠組みに従って提供された情報は、以下の i 及び ii の場合を除くほか、裁判所又は裁判官の行う国内の刑事手続に使用されない。
- i. 情報の使用を望む参加当局が当該情報を提供した参加当局に対して、刑事手続での当該情報の使用の承認の要請を、書面にて提出する。承認の要請には以下の情報を含む。
    - ① 刑事手続の対象となる事実、内容及び段階
    - ② 情報の使用を望む参加当局の国で適用される罰則を含む関連法令
    - ③ 情報を提供した参加当局から、同種の要請がなされた場合に、情報の使用を望む参加当局が、当該要請に応じられるか否かの記述
  - ii. 情報の使用を望む参加当局が、情報を提供した参加当局から、刑事手続への情報の使用の明確な承認を書面にて受領する。
- (f) 各参加当局は、本協力枠組みに従って入手したあらゆる情報の秘密性を保持し、かつ、当該情報を提供する参加当局が属する国の法令に基づき同程度の保護を与える。ただし、当該情報を提供する参加当局が当該情報の開示に事前の同意を与えた場合は、この限りではない。
- (g) 各参加当局は、本協力枠組みに基づいて入手した情報へのアクセスを、情報の内容を知る必要のある者のみに制限する。
- (h) 各参加当局は、特定の情報に付随された保護区分又はその他の取り扱いに関する指示に従い、パスワード、暗号化、又はその他の合理的な保護手段等の一般に認められる情報の保護措置を採りながら、本協力枠組みに基づいて入手した情報を保持及び転送する。

(i) 各参加当局は、本協力枠組みに基づいて入手した情報の誤った若しくは認められていないアクセス、使用、開示、加工又は紛失を他方の参加当局に通報し、当該事案の詳細な情報の提供を行う。

(j) 情報が誤って開示又は加工された場合、各参加当局は、これらの回復のために、合理的に実行可能なあらゆる手段を実行し、回復が可能でないならば、開示又は加工された情報の消去を確保する。

4. 両参加当局は、以下の場合、本協力枠組みに従って、情報の提供を拒否することができる。

(a) 参加当局の主権、公共政策、安全若しくはその他の重要な利益を害する可能性がある場合。

(b) 正当な産業、商業、職業上の利益を犯す又は害する場合。

(c) 被要請当局の権限の範囲外である場合。

(d) 現に行われている調査（関連法執行機関による捜査を含む。）、訴追又は司法上の手続を妨げる場合。

要請した支援が実施されない場合には、被要請当局は、その旨を他方の参加当局に通報する。

5. 要請当局は、同様の要請が他方の参加当局により行われたならば、支援を実施することができない場合には、要請の中でその事実について注意を喚起する。そのような要請に基づく支援の実施は、被要請当局の裁量にゆだねられる。

6. 本協力枠組みパラ 2. 及び 3. に規定する要請は、書面で行われる。要請の実施に有益と考えられる情報が、要請当局から被要請当局に対し、要請と共に提供される。状況が要すれば、口頭による要請が行なわれる。ただし、速やかに書面にて確認される。

本要請は、次の情報が示される。

(a) 当該要請に関連する手続きの種類

(b) 当該要請の目的及び理由

(c) 当該要請に関係する者の名前及び住所（ただし、判明している場合に限る。）

(d) 検討される事案の簡潔な説明及び関連する法的要素

(e) 法律上又はセキュリティ上の留意点及び優先度

7. パラ 1. から 6. に基づき提供される情報は、それぞれの参加当局が指定する別添で定める職員の間で直接伝達される。

8. 日本及びニュージーランド間で取引される物品の通関が速やかに行われるようにするため、各参加当局は、次の行動をとるよう努力する。
  - (a) 可能な場合は情報通信技術を利用すること。
  - (b) 税関手続を簡素化すること、可能な場合は調和すること。
  - (c) 税関手続を関税協力理事会の主催する適切な国際的な基準及び慣行に従わせること。
9. 両参加当局は、適切なセキュリティを確保しつつ各税関手続における情報通信技術の利用を促進するとともに、税関手続の改善のため、情報、通信、摘発及び監視技術の利用に関する情報交換を行う意図を有する。
10. 日本及びニュージーランド間で取引される物品の通関を容易にするため、各参加当局は、危険度に応じた管理手法を引き続き用いるとともに、危険度に応じた管理手法に関する技術及びその他の執行技術に関し情報交換を行う意図を有する。
11. パラ 8. から 10. の事項に加え、両参加当局は、各参加当局が継続的にその責務に合致したより良い方法を見つけ出すことが可能となるよう、税関実務及び手続の効果及び能率を助長する技術開発に関する情報を交換するよう努力する。
12. 両参加当局は、税関協力及びペーパーレス貿易に関する相互利益となる 2 国間の技術的施策を発展させるための税関事務レベル会合を必要に応じ開催する。
13. 更なる協力及び相互理解の促進のため、両参加当局は、選ばれた職員に対し、互いの参加当局の所属研修員となる機会の提供を続ける意図を有する。所属研修員による費用は派遣する参加当局が負担する。
14. 両参加当局は、関税協力理事会、APEC (アジア太平洋経済協力) といった国際フォーラムで検討される税関問題に関し、見解を交換し、協力的に作業するよう努力する。
15. 両参加当局は、アジア・太平洋地域の他の参加に対する技術又は発展のための支援の計画及び実施に関し、見解を交換し、協力的に作業するよう努力する。
16. 両参加当局は、本地域における地域情報連絡事務所(RILO)及び地域キャパシティビルディング事務所(ROCB)の活動の支援のために協力的な作業を継続する意図を有する。
17. 両参加当局は、上記の協力の効率性を確保するために必要な場合は、協議する意図を有する。
18. 本協力枠組みは、両参加当局に対し、法的な権利及び義務を生じさせるものではなく、

日本国又はニュージーランドが締約国である国際条約による双方の権利及び義務に影響するものではない。本協力枠組みは、各国で有効な国内法令に基づき、かつ、各参加当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

19. 本協力枠組みに基づく協力は、両参加当局により署名された日から始まる。本協力枠組みは、両参加当局の書面による合意により修正することができる。本協力枠組みに基づく協力は、一方の参加当局が他方に対し、協力を終了する意図について書面による通知を送付した日から 3 ヶ月後に終了する。

20. 本枠組みが 2004 年 4 月 1 日にオークランドで署名された「日本税関とニュージーランド関税庁間における協力枠組み」に置き換わる。

本協力枠組みは英文で 2 通作成され、2014 年 6 月 26 日にブラッセルで署名された。

日本国税関当局のために

ニュージーランド関税庁のために